

議案第 4 1 号

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 2 6 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

（甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第 1 条 甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年 9 月条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 3 8 条第 1 項中「第 4 3 条第 3 項第 1 号」を「第 4 3 条第 3 項」に改める。

第 4 3 条第 1 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改め、同項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 9 項を第 1 1 項とし、第 4 項から第 8 項までを 2 項ずつ繰り下げ、同条第 3 項各号列記以外の部分及び同項第 1 号を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

第43条中第3項を第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるときは、前項第2号」を「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第43条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

- (2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第4条中「10年」を「15年」に改める。

(甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 甲府市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年9月条例第26号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分及び同項第1号を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

- (1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

第6条中第3項を第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認めるときは、前項第2号」を「いずれかを満たすときは、第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- (2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たす

と認めるときは、前項第 1 号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第 27 条に規定する小規模保育事業 A 型若しくは小規模保育事業 B 型又は事業所内保育事業を行う者（第 5 項において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）であって、第 1 項第 1 号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第 3 条中「10 年」を「15 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部改正に伴う所要の改正を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。